

桐生市

第 6 期 障 害 福 祉 計 画

第 2 期 障 害 児 福 祉 計 画

令和3年度～令和5年度

(案)

令和3年3月

目 次

第1章 計画の作成にあたって

- 1 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 障害福祉サービス等の利用状況と課題

- 1 障害福祉サービスの利用実績・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 地域生活支援事業利用者数等の実績・・・・・・・・ 6
- 3 児童福祉法に基づくサービスの利用実績・・・・・・・・ 8
- 4 第5期計画における達成状況と今後の取り組み・・・・ 8

第3章 障害者総合支援法によるサービスの全体像と取り組みの体制

- 1 障害福祉サービスの体系・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 2 取り組みの体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3

第4章 成果目標

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行・・・・・・・・ 1 4
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・ 1 4
- 3 地域生活支援拠点の整備について・・・・・・・・ 1 4
- 4 福祉施設利用者の一般就労への移行等・・・・・・・・ 1 5
- 5 障害児支援の提供体制の整備・・・・・・・・・・・・ 1 6
- 6 相談支援体制の充実・強化・・・・・・・・・・・・ 1 6

第5章 障害福祉サービスの必要量の見込みと確保のための方策

- 1 訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
- 2 日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・ 1 8
- 3 居住系サービス・・・・・・・・・・・・ 2 3
- 4 相談支援・・・・・・・・・・・・ 2 5
- 5 障害福祉サービス見込量集計表・・・・・・・・ 2 6

第6章 地域生活支援事業

- 1 実施する事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保のための方策
 - 必須事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - その他の事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 3 地域生活支援事業見込量集計表・・・・・・・・ 37

第7章 障害児支援の必要量の見込みと確保のための方策

- 1 障害児通所・入所支援・・・・・・・・・・・・ 39
- 2 相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 3 障害児支援の見込量集計表・・・・・・・・・・・・ 43

第8章 計画の推進

- 1 計画の点検及び評価・・・・・・・・・・・・ 44
- 2 国・県との連携・・・・・・・・・・・・ 44

資料編

- 桐生市地域自立支援協議会設置要綱・・・・・・・・ 45
- 桐生市地域自立支援協議会委員名簿・・・・・・・・ 47
- 成果目標におけるSDGsの視点・・・・・・・・ 48
- 桐生市障害者計画のためのアンケート調査集計結果（抜粋）・・・・ 49

第1章 計画の作成にあたって

1 計画の概要

(1) 計画作成の位置づけ

この「桐生市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下「障害福祉計画等」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、また児童福祉法に基づく障害児支援、障害児相談支援の提供体制の確保に関する目標等を定めるものであり、障害者施策に関する本市の基本的な計画である「桐生市障害者計画」の理念を継承し作成するものです。

また、本市の最も基本となる計画である桐生市新生総合計画の他、桐生市地域福祉計画等の関連計画との整合性を図り作成するものです。

障害福祉計画等は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づく基本指針（本計画作成にあたって基本となる理念、サービス見込み量の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取り組みなどを国が定めたもの）及び県の基本的な考え方に即し、各年度における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業ならびに障害児支援、障害児相談支援の必要な見込み量を種類ごとに定めています。また、計画対象者のニーズ把握のため令和2年5月に障害児者2,000人（無作為抽出）を対象に「桐生市障害者計画のためのアンケート調査」（以下、「障害者アンケート」という。）を実施し、1,093人から回答を得ました。その障害者アンケートの結果に新型コロナウィルスの影響も踏まえ、計画に反映させています。

障害児福祉計画の作成が児童福祉法の改正（平成28年6月3日公布、平成30年4月1日施行）により規定されたため、平成30年度から3年間の第5期障害福祉計画と第1期の障害児福祉計画を併せて作成しています。

(2) 計画の期間

障害福祉計画は、平成18年10月施行された障害者自立支援法の規定により、3年間毎に計画を作成してきました。今回は第6期となり、第2期障害児福祉計画と併せた障害福祉計画等は、令和3年度から令和5年度までの3年間が計画期間となります。また、第5期障害福祉計画（以下「第5期計画」という。）の実績を勘案しながら障害福祉計画等を作成し、成果目標及び活動指標について、1年間毎に実績を把握し、分析、評価を行います。桐生市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）より意見聴取し、必要があると認めるときには、計画の変更、事業の見直し等を行います。

年度	平成 18 年度 10 月	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
障害福祉計画	← 障害者自立支援法 障害者総合支援法 → 第1期計画 第2期計画 第3期計画 第4期計画 第5期計画 第6期計画																	
障害児福祉計画													← 児童福祉法 → 第1期計画 第2期計画					

2 計画の基本的な考え方

基本理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成します。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会を実現するため、障害者、障害児及びその保護者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児通所支援の提供体制の整備を進めます。

(2) 市を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービス等を受けることができるよう市を実施主体の基本とします。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）並びに障害者総合支援法第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成27年厚生労働省告示第292号）に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度であるもの（以下「難病患者等」という。）であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図ります。

また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、難病患者等とともに引き続きその旨の周知を図ります。

（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、福祉施設への入所又は病院への入院（以下「入所等」という。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があります。

また、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後の、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。

さらに、精神科病院等における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。その際は次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- ① 障害種別にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関

協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援

- ② ①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ ケアし支えあう関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

（５）障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市を、障害児入所支援については県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、障害福祉計画等に位置づけ、計画的に推進します。

（６）障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者と協力して取り組んでいきます。

第2章 障害福祉サービス等の利用状況と課題

1 障害福祉サービスの利用実績（平成30年度～令和2年度）

	サービス名		単 位	第5期計画					
				平成30年度		令和元年度		2年度	
				見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 行動援護・同行援護 重度障害者等包括支援	利用者数	人/月	245	227	251	210	258	197
		利用量	時間/月	3,920	3,057	4,016	3,017	4,128	2,849
日中活動系サービス	生活介護	利用者数	人/月	346	347	354	371	360	371
		利用量	人日/月	7,058	7,005	7,222	7,565	7,344	7,497
	自立訓練（機能訓練）	利用者数	人/月	3	2	3	0	3	0
		利用量	人日/月	44	29	44	0	44	0
	自立訓練（生活訓練）	利用者数	人/月	2	3	2	1	2	1
		利用量	人日/月	43	45	43	21	43	22
	就労移行支援	利用者数	人/月	28	31	30	27	32	26
		利用量	人日/月	501	545	537	476	573	509
	就労継続支援（A型）	利用者数	人/月	32	46	34	48	35	49
		利用量	人日/月	627	873	666	887	686	882
	就労継続支援（B型）	利用者数	人/月	183	193	185	199	187	207
		利用量	人日/月	3,459	3,509	3,497	3,730	3,534	3,993
	就労定着支援	利用者数	人/月	7	5	14	3	21	4
	療養介護	利用者数	人/月	28	31	28	32	28	31
	短期入所	利用者数	人/月	33	59	36	17	39	14
		利用量	人日/月	234	409	255	177	276	111
居住系サービス	自立生活援助	利用者数	人/月	1	0	2	0	2	0
	共同生活援助（グループホーム）	利用者数	人/月	97	96	103	109	109	112
	施設入所支援	利用者数	人/月	179	181	178	187	177	189
	宿泊型自立訓練	利用者数	人/月	3	3	4	1	4	1
相談支援	計画相談支援	利用者数	人/月	169	164	174	216	179	180
	地域移行支援	利用者数	人/月	0	0	0	0	1	0
	地域定着支援	利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1

* 人日＝1月あたりの実利用者数×1人1月当たりの平均利用日数

* 令和2年度実績＝令和2年6月サービス提供実績

2 地域生活支援事業利用者数等の実績（平成 30 年度～令和 2 年度）

事業名	単位	平成 30 年度		令和元年度		2 年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量見込
(1) 理解促進研修啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	中止
(3) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有	有	有	有
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	無
(4) 成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	1	0	1	0	1	0
(5) 成年後見制度法人後見人支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	無
(6) 意思疎通支援事業							
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者/年	40	38	40	33	40	25
② 手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	2	1	2	1
(7) 日常生活用具給付等事業							
① 介護・訓練支援用具	給付件数/年	4	2	4	6	4	7
② 自立生活支援用具	給付件数/年	7	9	7	3	7	6
③ 在宅療養等支援用具	給付件数/年	10	9	10	8	10	6
④ 情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	15	11	15	9	15	8
⑤ 排泄管理支援用具	給付件数/年	3,013	2,749	3,201	2,827	3,389	2,900
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数/年	3	1	3	1	3	3
(8) 手話奉仕員養成研修事業	修了者数	25	22	25	22	25	中止
(9) 移動支援事業							
移動支援事業	実利用者数/年	214	201	219	197	224	190
	延べ利用時間数/年	18,832	17,984	19,272	17,964	19,712	14,488
重度身体障害者移動支援事業	実利用者数/年	58	55	60	47	63	40
	延べ利用時間数/年	1,983	1,648	2,052	1,406	2,154	900
(10) 地域活動支援センター 自市（他市）	箇所数	4（5）	4（5）	5（5）	4（6）	5（5）	4（6）
	実利用者/年	46（15）	45（14）	50（15）	47（17）	53（15）	45（16）

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		2年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	見込量
(11)その他の事業							
①生活支援事業							
ふれあいスポーツ交流	実施回数／年	3	3	3	3	3	3
	延利用者数／年	60	57	60	51	60	60
障害者のための教養講座	実施回数／年	3	3	3	3	3	3
	延利用者数／年	90	52	90	54	90	70
障害者情報機器操作体験学習	実施回数／年	60	17	60	22	60	20
	延利用者数／年	120	18	120	36	120	40
障害者ふれあいサロン	実施回数／年	49	50	49	46	49	31
	延利用者数／年	114	106	120	101	132	73
障害者本人活動支援	実施回数／年	12	12	12	11	12	8
	延利用者数／年	360	274	360	213	360	136
機能訓練事業	実施日数／年	235	231	235	202	235	163
	延利用者数／年	3,102	2,345	3,149	1,777	3,196	1,467
②日中一時支援事業							
福祉施設実施分	実利用者数／年	45	46	47	53	49	42
	延利用回数／年	1,395	1,439	1,457	1,330	1,519	930
登録介護者事業	実利用者数／年	10	3	10	2	10	2
	延利用回数／年	20	5	23	2	25	2
サービスステーション事業	実利用者数／年	2	1	2	1	2	1
	延利用回数／年	4	3	4	1	4	1
訪問入浴サービス	実利用者数／年	2	0	3	1	5	1
	延利用回数／年	80	0	150	9	250	20
③社会参加促進事業							
奉仕員養成研修							
要約筆記奉仕員養成	修了者数	10	6	10	9	10	中止
朗読奉仕員養成	修了者数	10	4	13	6	15	中止
点訳奉仕員養成	修了者数	8	2	8	9	8	中止
④施設入所者就職支度金給付事業	給付件数／年	0	0	1	0	0	0
⑤知的障害者職親委託制度	利用者数／年	0	0	0	0	0	0

＊令和2年度実績＝令和2年度9月時点でのサービス提供実績を基にした見込み数

3 児童福祉法に基づくサービスの利用実績（平成30年度～令和2年度）

種類	単位	平成30年度		令和元年度		2年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量
児童発達支援	利用児童数 人／月	8	10	8	14	10	12
	利用量 人日／月	98	106	112	175	140	110
放課後等 デイサービス	利用児童数 人／月	95	91	99	100	102	111
	利用量 人日／月	1,615	1,557	1,782	1,642	1887	2,055
保育所等 訪問支援	利用児童数 人／月	1	2	1	2	1	2
	利用量 人日／月	2	4	5	8	2	2
居宅訪問型 児童発達支援	利用児童数 人／月	1	0	1	0	2	0
	利用量 人日／月	10	0	10	0	20	0
福祉型児童 入所支援	利用児童数 人／月	4	8	5	8	5	8
医療型児童 入所支援	利用児童数 人／月	8	7	9	4	9	4
障害児 相談支援	利用児童数 人／月	26	25	28	24	30	26
コーディネーター	配置人数 人／月	0	2	0	2	1	3

*人日＝1月あたりの実利用者数×1人1月当たりの平均利用日数

*令和2年度実績＝令和2年6月サービス提供実績

4 第5期計画における達成状況と今後の取り組み

（1）基本目標

第5期計画では、基本目標として次の5つの事項について目標値を設定することが国の基本指針で示されており、それに基づき目標設定を行い事業実施しました。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第5期計画期間の中で、施設を退所し地域生活に移行した入所者は2人（令和2年9月末現在）にとどまり、目標値の2.2%を下回りました。

【今後の取り組み】

- ・施設入所者のサービス等利用計画を通して状況の把握を行い、相談支援専門員と連携し地域生活への移行のための支援に係るニーズの顕在化を図ります。
- ・施設入所者が、地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。
- ・地域での受け皿となる共同生活援助（グループホーム）や日中活動の拡充について、サービス提供の方法や施設整備の研究を進めます。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

第5期計画の中で、令和2年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とすると示されています。保健所や医療機関とも協議し、桐生広域として情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、令和3年度より協議の場を開催します。

【今後の取り組み】

- ・病院や保健所と情報共有し、福祉サービスの利用について研究を進めます。
- ・精神障害者が地域で生活できるよう地域定着支援や地域移行支援、自立生活援助に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

③ 地域生活支援拠点の整備について

親なき後を見据え、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう障害者の生活を地域全体で支えられる体制整備のため、専門部会等で検討を行ってきました。その中でも「緊急時の受け入れ・対応」については地域の社会資源を活用し、事業所等が分担して機能を担う面的整備を行うこととなりました。

【今後の取り組み】

- ・緊急時を作らないため、サービス等利用計画を通して状況の把握を行い、相談支援専門員と連携を図ります。
- ・モデル事業で整備が進んでいる地域の事例等も参考とし、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備に努めます。

④ 福祉施設利用者の一般就労への移行

福祉施設利用者が施設を退所して、一般就労へ移行した人は、第5期計画期間においては平成30年度6人、令和元年度8人、令和2年度2人（令和2年9月現在）で目標の15人を達成できませんでした。就労移行支援事業の利用者数についても、平成30年度31人、令和元年度27人、令和2年度26人（令和2年6月サービス提供者）で目標の32人を達成できませんでした。

【今後の取り組み】

- ・就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。
- ・就労支援関係機関との連携の強化を図り、障害者を受け入れる職場の開拓や就労後の定着のため、支援体制の強化に努めます。
- ・一般就労への移行をさらに進めるため、就労移行支援・就労継続支援事業所の拡充を図れるよう事業者へ情報提供を行うとともに、施設整備の研究を進めます。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備

児童発達支援センターの設置を目指しましたが、設置することはできませんでした。また、在宅での医療的ニーズに対応するため、子ども部会において保健、医療、保育、

教育、障害福祉等の関係機関が集まり、医療的ケア児支援のための情報交換をいたしました。

【今後の取り組み】

- ・自立支援協議会の子ども部会において障害児支援体制について、引き続き検討、研究をしていきます。
- ・障害児の在宅における医療的ケアについて、医療機関、訪問看護事業所等の関係機関との連携を図り、支援について協議していきます。また、医療的ケア児を受け入れる事業所の開拓や支援体制の強化を図ります。
- ・相談支援事業所への医療的コーディネーターの配置に努めます。

（２）障害福祉サービス等

障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業ならびに障害児支援、障害児相談支援の第５期計画の見込みに対し検証を実施した中で、次のことが課題となっております。

① 相談支援の充実及び強化

相談支援の中核機関である「桐生市障害者基幹型相談室」は、地域における相談支援に関して指導的役割を担う人材を確保するとともに、その機能を有効活用するよう努めました。

障害者アンケートの結果、困りごとがあったとき、相談するのは誰かの質問に対し、家族と答えた人が一番多く、続く回答は病院関係者やケアマネジャー・施設職員など日頃から日常生活に密着している人でした。アンケートでは直接、市の保健師や相談窓口へ相談する人は少ないものの、今後は病院関係者やケアマネジャー・施設職員などとも連携し、包括的に支援していく必要があります。

【今後の取り組み】

- ・市の広報・ホームページを利用し、「桐生市障害者基幹型相談室」の周知に努めます。
- ・地域包括支援センターや病院、社会福祉協議会等とも連携し、障害者を包括的に支援していく体制整備に努めます。
- ・自立支援協議会の相談支援ワーキンググループにおいて、市内の相談支援専門員の情報交換および資質向上の研修等を行い相談支援専門員のスキルアップに努めます。

② 地域での居住支援体制の整備

障害者アンケートからも将来どこに住みたいかの質問に多くの人が自宅と回答しています。しかしながら、介護者の年齢は高く、今後も自宅に住み続けるためには福祉的

サービスの利用が欠かせません。

【今後の取り組み】

- ・居住支援体制について、共同生活援助（グループホーム）及び公営住宅、民間住宅の利用を含め環境の整備を研究します。
- ・自立支援協議会において、地域移行に向けた支援、社会資源の整備等の研究及び検討を引き続き行います。
- ・地域での共生社会を目指すために、自立支援協議会の地域支援部会において、引き続き障害者理解啓発を進め、障害者の地域生活の促進を図ります。

③ 就労支援の充実、就労支援事業所の活動の支援

障害者就労施設等からの物品等の調達方針において毎年度、就労施設等からの物品等の調達の目標額を設定し、購入の推進を図っております。また、就労施設等の物品販売について、イベント等への出店の機会を提供しました。

【今後の取り組み】

- ・就労移行支援事業および就労定着支援事業の推進と、利用の促進に努めます。
- ・自立支援協議会の就労支援部会において、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携を図り、企業への障害者就労の促進と、雇用拡大を図ります。

④ 意思疎通支援事業の充実

「桐生市手話言語条例」が施行され、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及啓発と聴覚障害者理解の促進に努めるため、第5期計画期間内に小学校における手話体験教室、及び市民参加型の手話体験教室を実施しました。

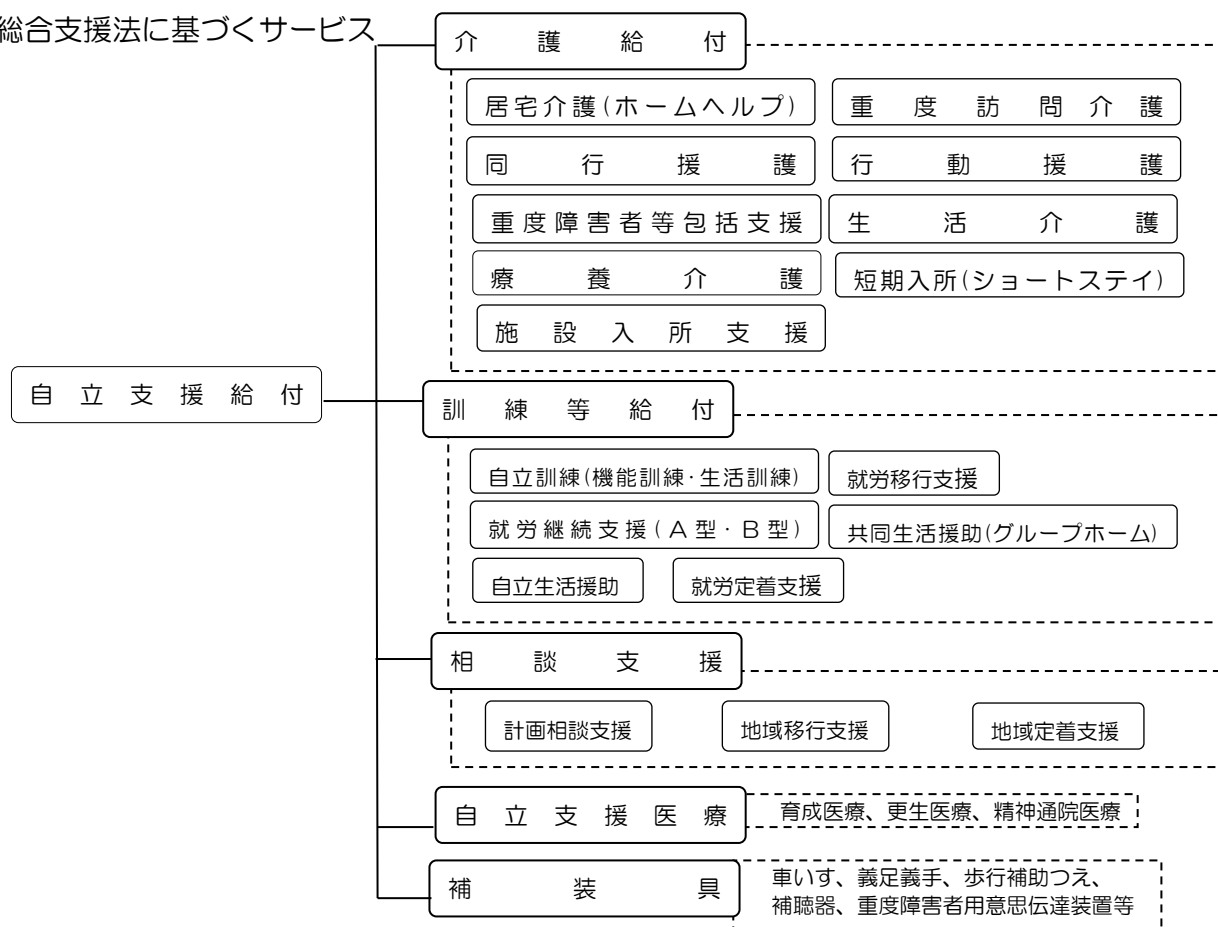
【今後の取り組み】

- ・自立支援協議会の手話部会において「桐生市手話言語条例」に基づく活動方針について協議していきます。
- ・人材育成のための養成講座の充実を図り、人材確保に努めます。

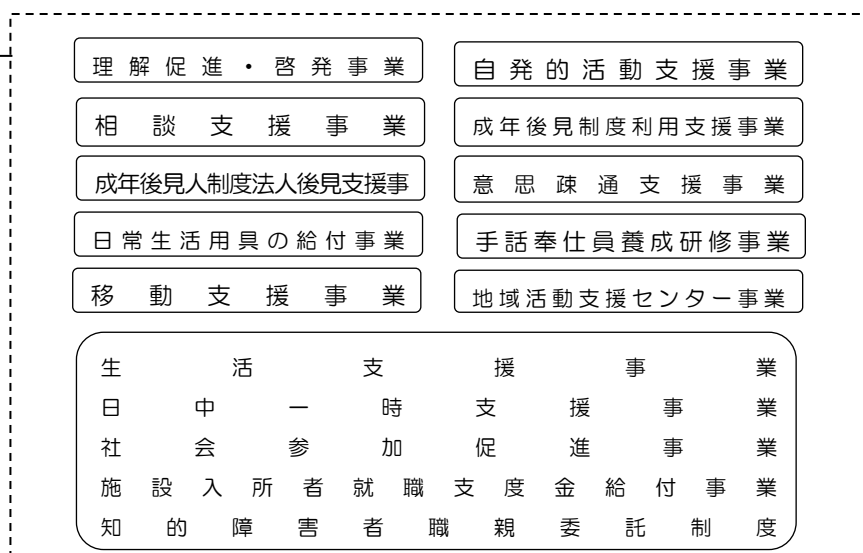
第3章 障害者総合支援法によるサービスの全体像と取り組みの体制

1 障害福祉サービスの体系

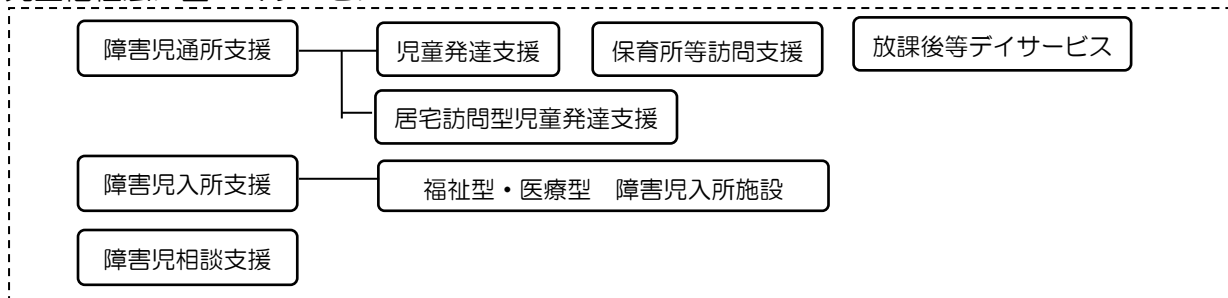
総合支援法に基づくサービス



地域生活支援事業



児童福祉法に基づくサービス



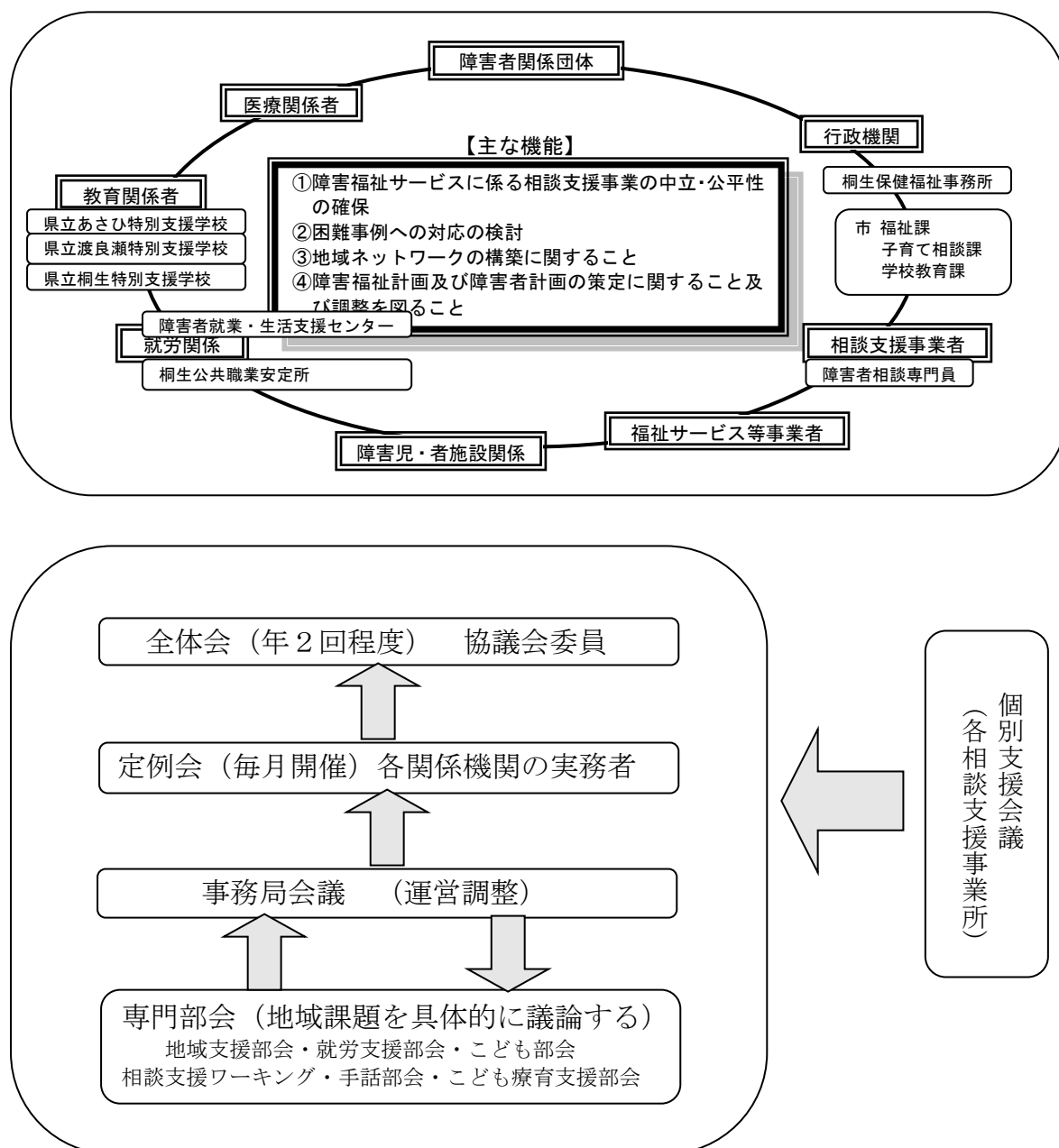
2 取り組みの体制

〔桐生市地域自立支援協議会〕

桐生市では障害者総合支援法第89条第3項の規定に基づく協議会を、平成18年度に設置しており、全体会議は年2回程度、定例会及び事務局会議は毎月開催しています。

また、特定の課題を検討する専門部会も必要に応じて設置しており、令和2年度時点で地域支援部会、就労支援部会、相談支援ワーキング、こども部会、手話部会、こども療育支援部会を設けて活動しています。

図表 桐生市地域自立支援協議会の組織図



第4章 成果目標

障害福祉計画等を作成するにあたり、障害者等の自立支援の観点から地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、成果目標として、福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点の整備、福祉施設から一般就労への移行、障害児支援の提供体制の整備、相談支援体制の充実・強化等について成果目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針において、目標値設定にあたっては、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行するとともに、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上削減することが設定されています。しかし、令和2年4月1日で、施設入所待機者が40人以上登録している状況や、過去の実績から、実情に応じた実現可能な目標値を設定します。

項目	数値	考え方
令和元年度末の施設入所者数（A）	187人	令和元年度末の施設入所者数
【目標値】① 地域生活移行者数（B）	2人 (1.06%)	(A)のうち、令和5年度末までに施設入所からグループホームや一般住宅等に移行する人の見込数
目標施設入所者数（C）	184人	令和5年度末の施設入所者見込数
【目標値】② 施設入所者数の削減（D）	3人 (1.6%)	差引減見込数（A-C）

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築を、住民に最も身近な基礎的自治体である市が中心となり、当事者及び保健、医療、福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築し、桐生圏域で毎年1回、保健、医療、福祉関係者による協議の場を開催します。

3 地域生活支援拠点の整備について

国の基本指針において、令和2年度末までに整備した地域生活支援拠点について、令和5年度末までの間に、その機能充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討すると設定されています。自立支援協議会にて年1回検証及び検討を行い、「地域生活支援拠点等の整備推

進モデル事業」の事例を参考に今後も体制整備について研究していきます。

求められる機能・役割

- ① 緊急時の相談支援体制
- ② 体験機会の場の提供
- ③ 緊急時の受入対応
- ④ 専門性の高い人材の養成・確保
- ⑤ 地域の支援体制づくり

4 福祉施設利用者の一般就労への移行等

令和５年度中に、福祉施設から一般就労に移行する人を令和元年度の一般就労への移行実績の８人から１１人にすることを目指します。

また、国の基本指針では、障害者就労に伴う生活面の課題に対応できるよう平成３０年度より創設された就労定着支援について、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とするとしています。

※福祉施設とは、「日中活動系」サービス（就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型、生活介護、自立訓練）を指します。

項目		数値	考え方
【実績①】 令和元年度の一般就労への移行者数		８人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和元年度において一般就労した者の数
【実績②】 令和元年度の就労移行支援事業の一般就労への移行者数		５人	令和元年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数
【実績③】 令和元年度の就労継続支援Ａ型事業の一般就労への移行者数		２人	令和元年度における就労継続支援Ａ型事業の一般就労への移行者数
【実績④】 令和元年度の就労継続支援Ｂ型事業の一般就労への移行者数		１人	令和元年度における就労継続支援Ｂ型事業の一般就労への移行者数
令和５年度	【目標①】 令和５年度の一般就労移行者数	１１人 (１．３割増加)	福祉施設の利用者のうち、令和５年度に一般就労する者の数
	【目標①－２】 令和５年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数	７人 (１．４割増加)	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和５年度に一般就労する者の数
	【目標①－３】 令和５年度の就労継続支援Ａ型事業の一般就労移行者数	３人 (１．５割増加)	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援Ａ型事業を通じて、令和５年度に一般就労する者の数
	【目標①－４】 令和５年度の就労継続支援Ｂ型事業の一般就労移行者数	１人 (１割増加)	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援Ｂ型事業を通じて、令和５年度に一般就労する者の数

令和5年度	【目標②】 就労定着支援事業の利用者数	5人 (4.5割増加)	就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数
	【目標③】 就労定着支援事業の就労定着率	7割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数

5 障害児支援の提供体制の整備

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るため、令和5年度末までに、保育所等訪問支援事業を実施する児童発達支援センターの設置を目指します。

また、在宅での医療的ニーズに対応するため、主に重症心身障害児を対象とする障害児通所支援事業所の確保及び協議の場の設置に努めます。

項目	数値	考え方
【目標①】 児童発達支援センターの設置	1か所	国の「基本指針」では、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1か所以上設置が目標
【目標②】 保育所等訪問支援事業の実施	1か所	令和5年度末までに保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築する。
【目標③－1】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	国の「基本指針」では、令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1か所以上確保が目標
【目標③－2】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2か所	国の「基本指針」では、令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、主に重度心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保が目標
【目標④－1】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定	1か所	令和5年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。
【目標④－2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	3人	国の「基本指針」では、令和5年度末までに④-1の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
【目標⑤】 ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者数	40人	ペアレントトレーニング等の支援プログラムを実施し、各年度における受講者数

6 相談支援体制の充実・強化

障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を、障害者基幹型相談室を中心として実施いたします。また、地域の相談支援事業者の人材育成のために研修や演習を実施するとともに地域の相談機関との連携強化を図っていきます。

第5章 障害福祉サービスの必要量の見込みと確保のための方策

1 訪問系サービス

①居宅介護

自宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。（移動介護なし。通院介助あり。）

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者、その他の障害者で、常に介護を必要とする障害者に、自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

③同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障害者に、外出時に同行や移動に必要な情報を提供し、移動の援護その他の外出する際に必要な援助を行います。

④行動援護

常に介護を必要とする知的障害者又は精神障害者が、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時の移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動の際に必要な援助を行います。

⑤重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする障害者であって、その介護の必要性がとて高い障害者に、居宅介護や療育支援等のサービスを包括的に行います。

【現状】

令和2年6月の訪問系サービスの利用者は197人、利用時間は2,849時間で利用者数、利用時間ともに令和元年度より減少しています。しかしながら、1人あたりの平均利用時間は令和元年度とほとんど変化がありません。

【見込み量の算定方法】

現在のサービス利用者数を基礎として、利用者数の伸び、地域生活移行（退院可能精神障害者を含めた）による新たなサービス利用者数、障害者のニーズ等を踏まえ、5つのサービスを一体として算定し、過去の3年間の利用実績における1人あたりの利用時間に乗じて算出しました。

	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
見込み量 利用者数 人／月 利用量 時間／月	245 3,920	251 4,016	258 4,128	191 2,731	187 2,748	180 2,754
実績量 利用者数 人／月 利用量 時間／月	227 3,057	210 3,017	197 2,849	—	—	—
達成率（利用量） （実績量／見込量）	78.0%	75.1%	69.0%			

《訪問系サービス事業の見込量確保の方策》

相談支援事業所やサービス事業所などとの連携及び参入促進を図りながらニーズに応じたサービス提供体制の確保を目指します。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする障害者に、主として日中に障害者支援施設などで行われる、入浴、排せつ、食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、家事並びに生活等に関する相談及び援助その他の日常生活上の支援を行います。(障害児は対象外)

【現状】

利用者増加に伴い、利用時間も増加しています。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から利用の自粛が見られ、令和2年6月の利用者は令和元年度と同じですが、利用日数が減少しています。

【見込み量の算定方法】

現在の利用者数を基礎として、特別支援学校卒業生のうち利用が見込まれる人の数、利用者のニーズを勘案して算定し、過去の3年間の利用実績における1人あたりの利用日数を乗じて算出しました。

		令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
見込み量 利用者数 人／月 利用量 人日／月	346 7,058	354 7,222	360 7,344	376 7,632	381 7,734	386 7,835
実績量 利用者数 人／月 利用量 人日／月	347 7,005	371 7,565	371 7,497	—	—	—
達成率（利用量） （実績量／見込み量）	99.2%	104.7%	102.1%			

(2) 自立訓練（機能訓練）

身体障害者が、自立した日常生活又は社会生活が出来るよう、一定期間、身体機能・生活能力の向上のため必要な訓練を行います。

【現状】

令和2年6月の自立訓練（機能訓練）の利用者は0人です。

【見込み量の算定方法】

原則1年6か月間利用できるサービスです。現在の利用者は0人のため、過去の利用者数の実績やニーズ等から新規に利用が見込まれる人の数を勘案し、令和3年度から令和5年度までに利用できる状況を見込み算定しました。

	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
見込み量 利用者数 人／月 利用量 人日／月	3 44	3 44	3 44	2 20	1 10	1 10
実績量 利用者数 人／月 利用量 人日／月	2 29	0 0	0 0	—	—	—
達成率（利用量） （実績量／見込み量）	65.9%	0%	0%			

（３）自立訓練（生活訓練）

知的障害者又は精神障害者が、自立した日常生活又は社会生活が出来るよう一定期間、生活能力の維持・向上のため必要な訓練を行います。

【現状】

令和２年６月の利用者数は１人、利用日数は２２日です。利用者減少に伴い、利用日数も減少しました。

【見込み量の算定方法】

原則２年間利用できるサービスです。現在の利用者が令和３年度から令和５年度までに利用できる状況を見込み、過去の利用者数の実績やニーズ等から新規に利用が見込まれる人の数を勘案して算定し、過去３年間の利用実績における１人あたりの利用日数の平均を乗じて利用量を算出しました。

	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
見込み量 利用者数 人／月 利用量 人日／月	2 43	2 43	2 43	1 20	2 40	1 20
実績量 利用者数 人／月 利用量 人日／月	3 45	1 21	1 22	—	—	—
達成率（利用量） （実績量／見込量）	104.7%	48.8%	51.2%			

（４）就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動の支援、就職後の定着支援を行います。（就労を希望する 65 歳未満の人に限る。）

【現状】

平成 30 年度は見込みより利用者が多くなりましたが、令和元年度は見込みより少ない実績となっています。

【見込み量の算定方法】

原則２年間利用できるサービスです。現在の利用者が令和３年度から令和５年度までに利用できる状況を見込み、特別支援学校卒業生のうち利用が見込まれる人の数や利用者のニーズを勘案して算定し、過去３年間の利用実績における１人あたりの利用日数の平均を乗じて利用量を算出しました。

	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
見込み量 利用者数 人／月 利用量 人日／月	28 501	30 537	32 573	27 459	28 476	29 493
実績量 利用者数 人／月 利用量 人日／月	31 545	27 476	26 509	—	—	—
達成率（利用量） （実績量／見込み量）	108.8%	88.6%	88.8%			

(5) 就労継続支援（A 型）

一般企業等での就労が困難な障害者に、事業所内で雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（利用開始時、65 歳未満の人に限る。）

【現状】

事業所の増加に伴い利用者数実績が見込みを超えて増加していますが、1 人あたりの利用日数に大きな変化はありません。

【見込み量の算定方法】

現在の利用者数を基礎として、特別支援学校卒業生のうち利用が見込まれる人の数や利用者のニーズ等から利用が見込まれる人の数を勘案して算定し、過去の3年間の利用実績における1人あたり利用日数を乗じて算出しました。

	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
見込み量 利用者数 人／月 利用量 人日／月	32 627	34 666	35 686	49 882	52 936	55 990
実績量 利用者数 人／月 利用量 人日／月	46 873	48 887	49 882	—	—	—
達成率（利用量） （実績量／見込み量）	139. 2%	133. 2%	128. 6%			

(6) 就労継続支援（B 型）

一般企業等での就労が困難な障害者に、事業所内で就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
（雇用契約に基づかない。）

【現状】

事業所の増加に伴い利用者数は年々増加していますが、1 人あたりの利用日数に大きな変化はありません。

【見込み量の算定方法】

現在の利用者数を基礎として、特別支援学校卒業生のうち、利用が見込まれる人の数や利用者のニーズを勘案して算定し、過去3年間の利用実績における1人あたりの利用日数を乗じて算出しました。

	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
見込み量 利用者数 人／月 利用量 人日／月	183 3, 459	185 3, 497	187 3, 534	215 4, 042	227 4, 268	232 4, 362
実績量 利用者数 人／月 利用量 人日／月	193 3, 509	199 3, 730	207 3, 993	—	—	—
達成率（利用量） （実績量／見込み量）	101. 4%	106. 7%	113. 0%			

（７）就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者に、就労に伴う生活面の課題に対して、就労の継続を図るために企業者・自宅等へ訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

【見込み量の算定方法】

原則３年間利用できるサービスです。現在の利用者数を基礎として、現在就労移行支援等を利用している人の数や利用者のニーズを勘案して算定しました。

	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
見込み量 人／月	7	14	21	4	4	5
実績量 人／月	5	3	4	—	—	—
達成率 (実績量／見込み量)	71.4%	21.4%	19.0%			

（８）療養介護

医療と常時介護を必要とする障害者に、主として日中に病院などで機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。（障害児は対象外）

【現状】

平成 30 年度より実績について大きな変化がありません。

【見込み量の算定方法】

現在、重症心身障害者等で新規の利用ニーズはないため、現在の利用者数を基礎として、算定しました。

	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
見込み量 人／月	28	28	28	31	31	31
実績量 人／月	31	32	31	—	—	—
達成率 (実績量／見込み量)	110.7%	114.3%	110.7%			

（９）短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設において入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行います。障害者支援施設等が実施する福祉型と医療機関が実施する医療型があります。

【現状】

利用者数実績が見込みを超えて増加しましたが、令和元年3月及び令和2年6月については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から施設の短期入所の受入が中止され、利用者が少な

くなっています。

【見込み量の算定方法】

平成 30 年度の短期入所の利用者数を基礎として、平成 27 年度からの利用者数の伸び、地域生活支援移行者の新たにサービス利用が見込まれる人の数を算定し、平成 30 年度及び令和元年度の利用実績における一人あたりの利用日数を乗じて算出しました。

	福祉型					
	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
見込み量 利用者数 人／月 利用量 人日／月	23 195	26 212	28 230	49 294	55 330	61 366
実績量 利用者数 人／月 利用量 人日／月	50 379	14 150	9 93			
達成率（利用量） （実績量／見込み量）	194.4%	70.8%	40.4%			

	医療型					
	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
見込み量 利用者数 人／月 利用量 人日／月	10 39	10 43	11 46	5 15	4 12	3 9
実績量 利用者数 人／月 利用量 人日／月	9 30	3 27	5 18			
達成率（利用量） （実績量／見込み量）	76.9%	62.8%	39.1%			

《日中活動系サービス事業の見込量確保の方策》

短期入所や日中活動の場については、地域での生活を維持するために必要不可欠なサービスで、今後も利用量の増加が見込まれます。サービス事業者に対して必要な情報を提供していくとともに、新たなサービス事業者の参入が図れるように努めます。

就労移行支援事業や就労継続支援事業については、関係機関や団体と連携して、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設からの雇用の場の拡大も図ります。

また、特別支援学校等とも連携し、卒業者の一般就労も促進していきます。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等が、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

【見込み量の算定方法】

自立生活援助の実績はありませんでした。障害者支援施設やグループホーム等を退所し一人暮らしを希望するニーズに実績を勘案し、算定しました。

	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
見込み量 人／月	1	2	2	1	1	1
実績量 人／月	0	0	0	—	—	—
達成率 (実績量／見込み量)	0%	0%	0%			

(2) 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【現状】

平成 30 年度は利用見込みを下回りましたが、事業所の増加に伴い利用者実績は年々増加しています。

【見込み量の算定方法】

施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう現在の利用者数を基礎として、過年度の利用者数の増加やニーズ、退院の予定がある精神障害者を含め新たにサービスの利用が見込まれる人の数を勘案し算定しました。

	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
見込み量 人／月	97	103	109	117	122	127
実績量 人／月	96	109	112	—	—	—
達成率 (実績量／見込み量)	99.0%	105.8%	102.8%			

(3) 施設入所支援

施設に入所する障害者に、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事等の介護、相談及び助言その他日常生活上の支援を行います。（障害児は対象外）

【現状】

利用者は年々増加しており、令和2年6月の利用者は189人で平成30年度から8人の増加となりました。

【見込み量の算定方法】

現時点の利用者数を基礎として、待機者状況やニーズを勘案しました。また、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数及びその他減少見込数を控除して算定しました。

	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
見込み量 人／月	179	178	177	186	185	184
実績量 人／月	181	187	189	—	—	—
達成率 (実績量/見込み量)	101.1%	105.1%	106.8%			

(4) 宿泊型自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【現状】

令和 2 年 6 月の利用者は 1 人です。平成 30 年度以降の達成率が低い状態です。

【見込み量の算定方法】

原則 2 年間を利用限度とし、現在の利用者の令和 3 年度から令和 5 年度の利用状況を見込み、過去の利用者数の実績やニーズ等から新規に利用が見込まれる人の数を勘案して算定しました。

	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
見込み量 人／月	3	4	4	1	2	2
実績量 人／月	3	1	1	—	—	—
達成率 (実績量/見込み量)	100.0%	25.0%	25.0%			

《居住系サービス事業の見込量確保の方策》

施設入所者の地域生活移行やグループホームの整備が促進されるよう関係機関へ働きかけます。精神障害者のグループホームについては、医療機関や社会復帰施設などを経営する医療法人や社会福祉法人などの運営主体となる法人組織への働きかけについて研究します。

4 相談支援

①計画相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての障害者、障害児について、サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成及び支給決定後のモニタリング（継続サービス利用支援）を行います。

②地域移行支援

障害者施設等に入所している人が地域生活に移行するための活動に関する相談や同行しての支援などを行います。

③地域定着支援

地域移行した障害者に対して常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や訪問、緊急対応を行います。

【現状】

計画相談支援について、平成30年度は見込みを下回りましたが、障害福祉サービスの利用増加に伴い、計画相談支援の利用者も増加しています。また、地域移行支援の利用はありませんが、令和元年度より地域定着支援の利用があります。

【見込み量の算定方法】

計画相談支援については、各年度に更新が予定されている人数に新規利用者の支給決定数を見込みました。

地域移行支援については、原則6か月以内の利用に限るサービスであり、利用実績がないため福祉施設入所者の地域移行の目標値をもとに算定しました。地域定着支援については、1年間程度の利用を見込むサービスであり、令和元年度から令和2年度の利用実績をもとに算定しました。

		平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
計画相談支援	見込み量 人／月	169	174	179	206	224	242
	実績 人／月	164	216	180	—	—	—
	達成率 (実績量／見込み量)	97.0%	124.1%	100.6%			
地域移行支援	見込み量 人／月	0	0	1	0	1	0
	実績 人／月	0	0	0	—	—	—
	達成率 (実績量／見込み量)	0%	0%	0%			
地域定着支援	見込み量 人／月	0	0	1	1	1	1
	実績 人／月	0	1	1	—	—	—
	達成率 (実績量／見込み量)	0%	—	100.0%			

《相談支援事業の見込量確保の方策》

サービス利用計画作成が必要な人の把握に努め、桐生市障害者基幹型相談室を中心に、サービス等利用計画の質の確保、相談支援専門員の技術向上に向けた取り組みを行います。また、地域移行に向けて、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）利用者の相談支援ができるよう体制整備に努めます。

5 障害福祉サービス見込量集計表

○訪問系サービス

種類	単位		3年度末	4年度末	5年度末
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	人／月	191	187	180
	利用量	時間／月	2,731	2,748	2,754

○日中活動系サービス

種類	単位		3年度末	4年度末	5年度末
生活介護	利用者数	人／月	376	381	386
	利用量	人日／月	7,632	7,734	7,835
自立訓練(機能訓練)	利用者数	人／月	2	1	1
	利用量	人日／月	20	10	10
自立訓練(生活訓練)	利用者数	人／月	1	2	1
	利用量	人日／月	20	40	20
就労移行支援	利用者数	人／月	27	28	29
	利用量	人日／月	459	476	493
就労継続支援(A型)	利用者数	人／月	49	52	55
	利用量	人日／月	882	936	990
就労継続支援(B型)	利用者数	人／月	215	227	232
	利用量	人日／月	4,042	4,268	4,362
就労定着支援	利用者数	人／月	4	4	5
療養介護	利用者数	人／月	31	31	31
短期入所(福祉型)	利用者数	人／月	49	55	61
	利用量	人日／月	294	330	366
短期入所(医療型)	利用者数	人／月	5	4	3
	利用量	人日／月	15	12	9

○居住系サービス

種類	単位		3年度末	4年度末	5年度末
自立生活援助	利用者数	人／月	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人／月	117	122	127
施設入所支援	利用者数	人／月	186	185	184
宿泊型自立訓練	利用者数	人／月	1	2	2

○相談支援

種類	単位		3年度末	4年度末	5年度末
計画相談支援	利用者数	人／月	206	224	242
地域移行支援	利用者数	人／月	0	1	0
地域定着支援	利用者数	人／月	1	1	1

「人日」＝「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で利用者数、利用日数、近年の伸び等を勘案して算定しています。

第6章 地域生活支援事業

1 実施する事業の概要

(1) 目的

障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、本市の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

(2) 基本的な考え方

◎ 桐生市地域生活支援事業について、障害者総合支援法第77条第1項に基づき、「必須事業」を定めます。また、同条第3項に基づき、障害者等がより自立した日常生活又は社会生活を営むために、「その他事業」を定めます。

◎ 障害者総合支援法における介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具及び児童福祉法における障害児通所サービスと組み合わせて効果的に本事業を実施いたします。

(3) 事業実施の考え方

障害者等の地域生活を支援するために、本市の地理的条件や社会資源の状況を勘案し、個別給付では対応できない障害者等への支援等、柔軟に応じることができる事業形態を取り入れ効果的・効率的に実施します。

2. 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保のための方策

必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。

《確保のための方策》

障害特性をわかりやすく解説する教室及び障害者差別解消法に基づく合理的配慮の理解を深めるための教室等を開催し、啓発のための活動を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

《確保のための方策》

桐生市中心身障害者関係団体連絡協議会等の活動支援を行います。

(3) 相談支援事業

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう障害者（児）及び保護者や介護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障害者等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。

【実績と見込み】

		平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
障害者相談支援事業 (箇所数)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	-	-	-
基幹相談支援センター (設置の有無)	見込み	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	-	-	-
基幹相談支援センター等 機能強化事業 (実施の有無)	見込み	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	-	-	-
住宅入居支援事業 (実施の有無)	見込み	無	無	有	無	無	有
	実績	無	無	無	-	-	-

《今後の方策》

桐生市障害者基幹型相談室には一般相談支援事業に加え、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する障害者相談支援専門員を配置し、相談支援の中核的な役割として連携強化や相談支援従事者の資質の向上のための研修等を行い、相談支援体制の充実に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障害者を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。また、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制整備と、法人後見の活動を支援します。

【実績と見込み】

		平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
成年後見制度 利用支援事業	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	—	—	—
成年後見制度 法人後見 支援事業	見込み	無	無	有	無	無	有
	実績	無	無	無	—	—	—

《今後の方策》

成年後見制度については、成年後見制度利用促進法が施行され、市の地域福祉計画においても権利擁護の推進が求められています。高齢者の成年後見制度と連携しながら整備を進めていきます。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能の障害のため、意思の伝達に支援が必要な障害者等に対して手話通訳等を派遣する事業などを行います。また、手話通訳等を通じ、その他の者と意思疎通の円滑化を図り、聴覚障害者等の社会参加を促進します。

【実績と見込み】

実利用者は現時点での利用者数を基礎として、これまでの実績及びニーズを勘案して見込みました。

		平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
手話通訳・要約筆記者 派遣事業 実利用者数/年	見込み	40	40	40	40	40	40
	実績	38	33	25	—	—	—
手話通訳者設置事業 実設置者数	見込み	1	2	2	1	1	1
	実績	1	1	1	—	—	—

《今後の方策》

サービス利用希望者のニーズ把握に努めるとともに適切な派遣ができるように努めます。また、市役所内で聴覚障害者等の意思疎通が円滑にできるよう、タブレット等を利用した遠隔手話通訳サービスも促進していきます。

（６）日常生活用具給付等事業

重度の障害者等に自立した日常生活を支援する用具の給付を行い、福祉の増進を図ります。

【実績と見込み】 給付件数/年

		平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
介護・訓練支援用具	見込み	4	4	4	5	5	5
	実績	2	6	7	—	—	—
自立生活支援用具	見込み	7	7	7	6	6	6
	実績	9	3	6	—	—	—
在宅療養等支援用具	見込み	10	10	10	7	7	7
	実績	9	8	6	—	—	—
情報・意思疎通支援用具	見込み	15	15	15	10	10	10
	実績	11	9	8	—	—	—
排泄管理支援用具	見込み	3,013	3,201	3,389	2,877	2,907	2,937
	実績	2,749	2,827	2,900	—	—	—
居宅生活動作補助用具	見込み	3	3	3	1	1	1
	実績	1	1	3	—	—	—

《今後の方策》

事業の周知をはかり、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。また、障害者のニーズ等を把握し、給付種目や価格基準額について今後研究していきます。

（７）手話奉仕員養成研修事業

手話で日常生活の意思疎通を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術習得者を養成し、意思疎通の支援を図ります。

【実績と見込み】

		平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
手話奉仕員養成 登録者数 *	見込み	25	25	25	25	25	25
	実績	22	22	—	—	—	—

*手話講習会（入門・基礎）受講修了者数

*令和２年度の講習会については新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止いたしました。

《今後の方策》

国の養成カリキュラムに従い研修を実施し、引き続き人材育成を行います。受講者増加、登録者数増加に向けて講習会の周知を様々な方法で行います。

(8) 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際、移動の支援をします。

【実績と見込み】

移動支援事業は利用ニーズと過去の実績から実利用者を算定し、過去の実績より 1 人あたりの年間延べ利用時間を勘案して必要量を見込みました。

重度身体障害者移動支援事業の実利用者数は減ってきていますが、平成30年度・令和元年度は 1 人あたりの年間延べ利用時間数にはほとんど変化がありません。障害者アンケートの結果、「障害が重い」を理由に外出しない人が多くいることから利用ニーズを算定し、過去の実績より平均の 1 人あたりの年間延べ利用時間数を勘案し延利用時間数を見込みました。

			平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
移動支援事業	実利用者数/年	見込み	214	219	224	220	222	224
		実績	201	197	190	—	—	—
	延利用時間数/年	見込み	18,832	19,272	19,712	18,517	18,959	19,251
		実績	17,984	17,964	14,488	—	—	—
重度身体障害者 移動支援事業	実利用者数/年	見込み	58	60	63	42	43	44
		実績	55	47	40	—	—	—
	延利用時間数/年	見込み	1,983	2,052	2,154	1,361	1,393	1,425
		実績	1,648	1,406	900	—	—	—

《今後の方策》

事業の周知をはかり、障害者の外出しやすい状況の支援に努めます。

(9) 地域活動支援センター

創作的な活動や生産活動の機会の提供を行います。また、社会との交流促進など、地域生活支援の促進を図ります。

【実績と見込み】

利用者ニーズや実績から市内 4 か所の事業所で利用者数の増加を見込みました。

		平成 30 年度		令和元年度		2 年度	
		箇所数	実利用者数	箇所数	実利用者数	箇所数	実利用者数
自 市	見込み	4	46	5	50	5	53
	実績	4	45	4	47	4	45
他市(前橋市、高崎市、伊勢崎市、渋川市、みどり市、太田市)	見込み	5	15	5	15	5	15
	実績	5	14	6	17	6	16
		3 年度		4 年度		5 年度	
		実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
自 市		4	47	4	48	4	49
他 市		6	16	6	16	6	16

《今後の方策》

安定的な運営と活動の場の確保により更なるサービス充実のための支援を行います。

その他の事業

(1) 生活訓練等事業

障害者の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図るため障害者に対して日常生活上必要な訓練・指導等を行い、生活の質的向上を図り社会復帰を促進します。

【実績と見込み】

ふれあいスポーツ交流と障害者のための教養講座は、年に3回を継続します。障害者情報機器操作体験学習、障害者ふれあいサロン、障害者本人活動支援は令和2年度については利用実績が少なくなっておりますが、体験学習、障害者ふれあいサロンについては週一回、本人活動支援については月一回の実施を継続し、平成30年度、令和元年度の実績から述べ利用者数を算出しました。機能訓練事業についても令和2年度については利用実績が少なくなっておりますが、平日毎日実施しており、今後も実施を継続していきます。

		平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ふれあいスポーツ交流 実施回数/年 (延べ利用者数/年)	見込み	3 (60)	3 (60)	3 (60)	3 (60)	3 (60)	3 (60)
	実績	3 (57)	3 (51)	3 (60)	—	—	—
障害者のための教養講座 実施回数/年 (延べ利用者数/年)	見込み	3 (90)	3 (90)	3 (90)	3 (90)	3 (90)	3 (90)
	実績	3 (52)	3 (54)	3 (70)	—	—	—
障害者情報機器操作体験学習 実施日数/年 (延べ利用者数/年)	見込み	60 (120)	60 (120)	60 (120)	50 (100)	50 (100)	50 (100)
	実績	17 (18)	36 (46)	20 (40)	—	—	—
障害者ふれあいサロン 実施日数/年 (延べ利用者数/年)	見込み	49 (114)	49 (120)	49 (132)	49 (113)	49 (118)	49 (123)
	実績	50 (106)	46 (101)	31 (73)	—	—	—
障害者本人活動支援 実施日数/年 (延べ利用者数/年)	見込み	12 (360)	12 (360)	12 (360)	12 (360)	12 (360)	12 (360)
	実績	12 (274)	11 (213)	8 (136)	—	—	—
機能訓練事業 実施日数/年 (延べ利用者数/年)	見込み	235 (3,102)	235 (3,149)	235 (3,196)	235 (2,585)	235 (2,585)	235 (2,585)
	実績	231 (2,345)	202 (1,777)	163 (1,467)	—	—	—

《今後の方策》

障害者等へ事業の周知を行います。また、障害者情報機器操作体験学習など障害者の自立に向けた支援のニーズ把握に努めます。

(2) 日中一時支援事業

日中、障害者等の家族の就労支援及び一時的休息等の確保のため、障害福祉サービス事業所等において、一時的見守りの支援を行います。

福祉施設実施分	障害者等を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練等を行います。
登録介護者事業	在宅の心身障害児（者）を介護している保護者が、一時的に家庭での介護が困難となった場合、市へ登録した一定の資格を有する人により、介護の支援を行います。
サービスステーション事業	在宅の心身障害児（者）を介護している保護者が、一時的に家庭での介護が困難となった場合、県が指定した団体（サービスステーション）において介護の支援を行います。

【実績と見込み】

日中一時支援事業は、令和元年度の実利用者数に障害者のニーズを勘案し算出しました。延利用回数は令和元年度からの実績に実利用者数を乗じて算出しました。また、令和3年度末で県のサービスステーション事業が廃止されるため、4年度以降は福祉施設実施分にサービスステーション事業分を加算し算定しました。

			平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
福祉施設実施分	実利用者数/年	見込み	45	47	49	47	53	56
		実績	46	53	42	—	—	—
	延利用回数/年	見込み	1,395	1,457	1,519	1,354	1,654	1,747
		実績	1,439	1,330	930	—	—	—
登録介護者事業	実利用者数/年	見込み	10	10	10	5	6	7
		実績	3	2	2	—	—	—
	延利用回数/年	見込み	20	23	25	8	9	11
		実績	5	2	2	—	—	—
サービスステーション 事業	実利用者数/年	見込み	2	2	2	1	—	—
		実績	1	1	1	—	—	—
	延利用回数/年	見込み	4	4	4	1	—	—
		実績	3	1	2	—	—	—

《今後の方策》

相談支援事業所と連携し、障害者やその家族に事業の周知を図ります。また、令和3年度末で県のサービスステーション事業の廃止が予定されていることから、利用について支障がないようサービス提供事業者の確保に努めます。

(3) 訪問入浴サービス

自宅で入浴が困難な重度障害者等に対して、訪問入浴介護事業者が身体障害者の自宅を訪問し、移動入浴車で入浴サービスを行います。

【実績と見込み】

訪問入浴サービスについては、令和 2 年 9 月現在の利用は 0 人です。令和元年度の利用者実績を勘案し、年間 40 回の利用を見込み算出しました。

		平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
実利用者数/年	見込み	2	3	5	2	2	3
	実績	0	1	1	—	—	—
延利用回数/年	見込み	80	150	250	80	80	120
	実績	0	9	20	—	—	—

《今後の方策》

事業の周知をはかり、自宅で入浴が困難な重度障害者の支援に努めます。

(4) 社会参加支援

障害者の能力や適性に応じた日常生活、社会生活を営むための必要な事業を行います。

要約筆記 奉仕員養成	聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、要約筆記に関する講座を開き、聴覚障害者の福祉の向上を図ります。
点訳・朗読奉仕員 養成	視覚障害者のために点訳者や朗読者の養成を行い、県や市等の定期刊行物の点訳や朗読などを行い、視覚障害者の福祉の向上を図ります。

* その他、桐生市立点字図書館との連携のもと、点字・声の広報等の発行を行い、視覚障害者の社会参加の促進を図ります。

【実績と見込み】

各奉仕員養成講習会（講座）修了者数は、講習会の定員や過去の実績を勘案して見込みました。令和 2 年度の各講習会については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止いたしました。

		平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
要約筆記奉仕員養成 修了者数	見込み	10	10	10	10	10	10
	実績	6	9	中止	—	—	—
朗読奉仕員養成 修了者数	見込み	10	13	15	10	10	10
	実績	4	6	中止	—	—	—
点訳奉仕員養成 修了者数	見込み	8	8	8	8	8	8
	実績	2	9	中止	—	—	—

《今後の方策》

障害者の社会参加を促進するためにも支援者の人材育成は重要です。各講習会（講座）を継続実施し、支援者の確保に努めます。また、講座終了後のボランティア活動を支援します。

（５）施設入所者就職支度金給付事業

障害者が障害者支援施設等へ入所し、訓練終了後就職等により自立する人に、就職支度金を支給します。

【実績と見込み】

近年、該当者がいない状況です。地域生活移行者の内で就職等により自立する人を見込みました。

		平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
施設入所者就職支度金 給付事業 給付件数/年	見込み	0	1	0	0	0	1
	実績	0	0	0	—	—	—

《今後の方策》

障害者施設、相談支援事業所等関係機関と連携を図り、事業の周知に努めます。地域生活移行者の支援として事業を継続します。

（６）知的障害者職親委託制度

知的障害者の自立更生のため、事業経営者等（職親）に生活指導及び技能習得訓練等を委託します。

【現状】

令和 2 年 10 月現在の本市の職親登録は 1 件、委託の利用はされていない状況です。第 5 期計画を継承し、制度の維持を図ります。

		平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
知的障害者職親 委託制度 利用者数/年	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—

3. 地域生活支援事業見込量集計表

事業名		3年度	4年度	5年度
(1) 理解促進研修啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
(3) 相談支援事業				
① 障害者相談支援事業	箇所数	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有
(4) 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業	実利用見込み/年	1	1	1
	実施の有無	無	無	有
(5) 意思疎通支援事業				
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数/年	40	40	40
② 手話通訳者設置事業	実設置見込み者数/年	1	1	1
(6) 日常生活用具給付等事業				
① 介護・訓練支援用具	給付等見込み件数/年	5	5	5
② 自立生活支援用具	給付等見込み件数/年	6	6	6
③ 在宅療養等支援用具	給付等見込み件数/年	7	7	7
④ 情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数/年	10	10	10
⑤ 排泄管理支援用具	給付等見込み件数/年	2,877	2,907	2,937
⑥ 居宅生活動作補助用具	給付等見込み件数/年	1	1	1
(7) 手話奉仕員養成研修事業	修了見込み者数	25	25	25
(8) 移動支援事業	実利用見込み者数/年	220	222	224
	利用見込み時間数/年	18,517	18,959	19,251
	実利用回数見込/年	42	43	44
	利用見込み時間数/年	1,361	1,393	1,425
(9) 地域活動支援センター 自市（他市）	実施見込み箇所数/年	4（6）	4（6）	4（6）
	実利用見込み人数/年	47（16）	48（16）	49（16）

事業名			3年度	4年度	5年度		
その他の事業							
①生活支援事業		実施回数/年	延べ利用者数/年	実施回数/年	延べ利用者数/年	実施回数/年	延べ利用者数/年
ふれあいスポーツ交流		3	60	3	60	3	60
障害者のための教養講座		3	90	3	90	3	90
障害者情報機器操作体験学習		50	100	50	100	50	100
障害者ふれあいサロン		49	113	49	118	49	123
障害者本人活動支援		12	360	12	360	12	360
機能訓練事業		235	2,585	235	2,585	235	2,585
②日中一時支援事業		利用者数/年	延利用回数/年	利用者数/年	延利用回数/年	利用者数/年	延利用回数/年
福祉施設実施分		47	1,354	53	1,654	56	1,747
登録介護者事業		5	8	6	9	7	11
サービスステーション事業		1	1	—	—	—	—
③訪問入浴サービス		実利用見込み者数/年	2	2	3		
		延利用見込み回数/年	80	80	120		
④社会参加支援							
奉仕員養成研修							
		要約筆記奉仕員養成	修了者数	10	10	10	
		朗読奉仕員養成	修了者数	10	10	10	
		点訳奉仕員養成	修了者数	8	8	8	
⑤施設入所者就職支度金給付事業		実施見込み件数/年	0	0	1		
⑤知的障害者職親委託制度		実施見込み件数/年	0	0	0		

第7章 障害児支援の必要量の見込みと確保のための方策

1 障害児通所・入所支援

① 児童発達支援

未就学児へ日常生活における基本的な動作の指導、知識技能、集団生活への適応訓練を行います。

【現状】

令和2年6月サービス提供において利用児童数は12人、一人当たり平均利用日数は、9.1日となっています。平成30年度から見込み量を上回り増加傾向にあります。

【見込み量の算定方法】

現在のサービス利用児童から小学校へ入学する児童、新規の利用ニーズを勘案し、利用児童数を算定しました。過去の実績から一人当たり利用日数を算出し、利用児童数を乗じてサービス量を算出しました。

	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
見込み量						
利用児童数 人／月	8	8	10	15	16	16
利用量 人日／月	98	112	140	150	160	176
実績量						
利用児童数 人／月	10	14	12	—	—	—
利用量 人日／月	106	175	110			
達成率（利用量） （実績量／見込み量）	108.2%	156.3%	78.6%			

② 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを推進します。

【現状】

令和2年9月末現在桐生市内には、11か所の放課後等デイサービスの事業所があります。平成30年度中に3か所が新規に開所しています。利用児童数、一人当たり平均利用日数ともに増加となっています。

【見込み量の算定方法】

現在のサービスの利用児童で特別支援学校高等部の卒業予定者や新規利用のニーズを勘案して算定し、一人当たり利用日数が増加していることから年度ごとに伸び率を勘案し、利用児童数を乗じてサービス量を算出しました。

	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
見込み量						
利用児童数 人／月	95	99	102	110	113	117
利用量 人日／月	1,615	1,782	1,887	1,904	2,040	2,108
実績量						
利用児童数 人／月	91	100	111	—	—	—
利用量 人日／月	1,557	1,642	2,055			
達成率（利用量） （実績量／見込み量）	96.4%	92.1%	108.9%			

③ 保育所等訪問支援事業

保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【現状】

令和2年6月の利用者数は2人、利用日数は2日です。見込みを上回る結果となりましたが、大きな増減はありません。

【見込み量の算定方法】

新規利用ニーズ、過去の利用実績をもとに勘案して算定し、過去3年間の平均利用児童数を乗じて算出しました。

	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
見込み量 利用児童数 人／月 利用量 人日／月	1 2	1 2	1 2	3 14	5 16	5 18
実績量 利用児童数 人／月 利用量 人日／月	2 4	5 8	2 2	—	—	—
達成率（利用量） （実績量／見込み量）	200.0%	400.0%	100.0%			

④ 居宅訪問型児童発達支援

平成30年度からの新規サービスです。外出することが困難な重度障害児に対し、障害児の自宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能、集団生活への適応訓練を行います。

【現状】

サービス開始から令和2年6月まで利用はありません。

【見込み量の算定方法】

在宅の重度障害児数や医療的ケア児数に特別支援学校の訪問教育率を乗じて利用児童を算定しました。サービス量については児童発達支援事業の実績により算出しました。

	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
見込み量 利用児童数 人／月 利用量 人日／月	1 10	1 10	2 20	1 10	1 10	1 10
実績量 利用児童数 人／月 利用量 人日／月	0 0	0 0	0 0	—	—	—
達成率（利用量） （実績量／見込み量）	0%	0%	0%			

⑤ 福祉型・医療型障害児入所支援

18 歳未満の障害児を入所保護し、日常生活の指導や訓練、及び治療を行います。

【現状】

利用児童数に大きな変化はありません。

【見込み量の算定方法】

利用者アンケートからも利用ニーズは少ないため、過去の実績から算出しました。

		平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
福祉型 施設入所支援	見込み量 利用児童数 人／月	4	5	5	8	8	9
	実績量 利用児童数 人／月	8	8	8	—	—	—
	達成率 (実績／見込み)	200.0%	160.0%	160.0%			
医療型 施設入所支援	見込み量 利用児童数 人／月	8	9	9	5	5	5
	実績量 利用児童数 人／月	7	4	4	—	—	—
	達成率 (実績／見込み)	87.5%	44.4%	44.4%			

《今後の方策》

- ・子育て支援課や学校教育課等の関連機関と連携し、サービス利用が必要な児童を把握し、適切なサービス利用ができるよう努めます。
- ・保護者の事業所選択の手助けとして、サービス提供事業所の事業者情報や空き状況を保護者に提供していきます。

2 相談支援

① 障害児相談支援

障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用するすべての障害児について、障害児支援利用計画の作成及び支給決定後のモニタリング（継続サービス利用支援）を行います。

【見込み量の算定方法】

現在の利用計画作成者を基準とし、新規ニーズと特別支援学校等の卒業生を見込み算出しました。

	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
見込み 利用児童数 人／月	26	28	30	30	32	34
実績 利用児童数 人／月	25	24	26	—	—	—
達成率 (実績／見込み)	96.2%	85.7%	86.7%			

② コーディネーターの配置

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるため、コーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

【現状】

令和 2 年度までにコーディネーター 1 人を見込みましたが、令和 2 年 6 月現在 2 人の配置があります。

【見込み】

令和 2 年 6 月時点での医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者の人数を勘案し、算定しました。

		平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
コーディネーターの人数 (人)	見込み	0	0	1	3	3	3
	実績	2	2	2	—	—	—

《今後の方策》

桐生市障害者基幹型相談室を中心に、サービス等利用計画の質の確保、相談支援専門員の技術向上に向けた取り組みを行います。また、関係機関との連携により医療的ケア児を把握し、必要な支援を包括的に提供できるようコーディネーターの養成を推進します。

3 障害児支援の見込量集計表

種類	単位		令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
児童発達支援	利用児童数	人／月	15	16	16
	利用量	人日／月	150	160	176
放課後等デイサービス	利用児童数	人／月	110	113	117
	利用量	人日／月	1,904	2,040	2,108
保育所等訪問支援	利用児童数	人／月	3	5	5
	利用量	人日／月	14	16	18
居宅訪問型 児童発達支援	利用児童数	人／月	1	1	1
	利用児童数	人／月	10	10	10
福祉型児童入所支援	利用児童数	人／月	8	8	9
医療型児童入所支援	利用児童数	人／月	5	5	5
障害児相談支援	利用児童数	人／月	30	32	34
コーディネーターの 配置人数	コーディネーターの人数	人	3	3	3

第8章 計画の推進

1 計画の点検及び評価

障害福祉計画等の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を自立支援協議会において点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を行います。

P D C A サイクルに基づき、国の基本指針に即して、計画期間の各年度におけるサービス見込量のほか、令和 5 年度末の目標値として設定した項目について達成状況を点検及び評価し、この結果に基づいて計画の見直しを行います。

2 国・県との連携

国や県との連携のもと本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については、積極的に提言や要望を行っていきます。

資料編

○桐生市地域自立支援協議会設置要綱

(平成 18 年 9 月 26 日施行)

改正 平成 24 年 4 月 1 日 平成 25 年 4 月 1 日
平成 25 年 5 月 16 日平成 30 年 4 月 1 日
平成 31 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律 123 号)第 89 条の 3 第 1 項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 17 条第 1 項の規定に基づき、障害者又は障害児が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、地域の実情に応じ、中立かつ公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる桐生市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立かつ公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 障害福祉に係る計画の作成に関すること。
- (5) 障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (6) その他障害福祉に関する計画との調整を図ること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる機関又は団体から推薦等された者を市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 福祉サービス事業者
- (3) 相談支援事業者
- (4) 障害者関係団体
- (5) 障害者施設関係
- (6) 教育・就労関係
- (7) 行政機関
- (8) その他市長が特に認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第 1 号から第 7 号までに規定する区分により委嘱され、又は任命された委員は、任期の満了前において当該各号に定める職でなくなったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の全体会議は、市長が委嘱した委員で構成し、会長が招集する。

- 2 定例会等は、市長が委嘱した関係機関等の実務担当者で構成し、必要に応じ、事務局が随時開催する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、保健福祉部福祉課に置く。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 前条の規定にかかわらず、専門部会の庶務は、関係する事業を所管する部署において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月26日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月16日)

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

附 則(平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

○桐生市地域自立支援協議会委員名簿

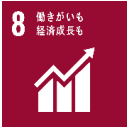
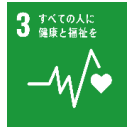
区 分	団体・職名等	氏 名
医療関係者	桐生市医師会副会長	菊地 一真 高橋 厚(R2.6.26～)
障害者関係団体	桐生視力障害者協会会長	東間 みち子
	桐生市聴覚障害者福祉協会会長	福田 敬司
	桐生中途失聴・難聴者の会会長	小島 妙子 荒川 とみ子(R2.4.1～)
	わたらせ虹の会会長	柿沼 文子
教育関係	群馬県立あさひ特別支援学校校長	須田 初江
	群馬県立渡良瀬特別支援学校校長	竹内 恵子
	群馬県立桐生特別支援学校校長	登丸 君彦
就労関係	桐生公共職業安定所所長	小林 悟
行政機関	桐生保健福祉事務所所長	栗原 紀喜 田島 郁也(R2.4.1～)
障害者施設関係	(社福)桐生市社会福祉協議会 事務局長	大竹 広信
	(社福)三和会 地域生活支援センター施設長	藤澤 恵実子
	(社福)広済会常務理事	米原 祐文
	(社福)桐生療育双葉会 桐花園園長	武井 績
相談支援事業者	(社福)群馬県社会福祉事業団 特別養護老人ホーム菱風園園長	矢島 正広 大澤 秀之(R2.4.1～)
障害児施設	(社福)桐生療育双葉会 両毛整肢療護園園長	近藤 理
	(社福)桐の実会 わたらせ養護園 施設長	太田 徹
サービス事業者	(社福)赤城の家 施設長	遠藤 佳太郎

○成果目標におけるSDGsの視点

[SDGsとは]

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の目標です。

我が国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGsアクションプラン2020」が策定され、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取り組みが求められています。

成果目標	SDGs
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公平をすべての人に   
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公平をすべての人に    
3 地域生活支援拠点の整備について	3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公平をすべての人に    
4 福祉施設利用者の一般就労への移行等	8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公平をすべての人に   
5 障害児支援の提供体制の整備	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公平をすべての人に    
6 相談支援体制の充実・強化	3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公平をすべての人に    

○桐生市障害者計画のためのアンケート調査集計結果(抜粋)

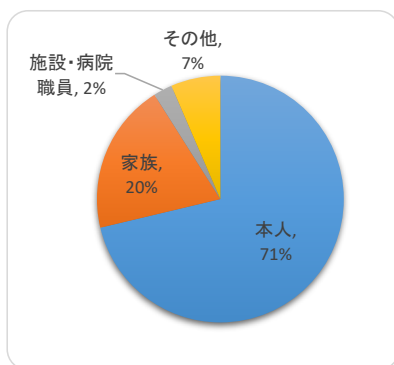
1. 目的 桐生市が策定する「桐生市障害者計画」の基礎資料とするため実施する。
2. 対象 桐生市内に居住する身体障害、療育手帳、精神福祉の手帳所持者及び精神通院医療受給者のうち無作為に抽出した2,000人。
3. 方法 調査票を郵送で配付し、令和2年5月28日（月）～令和2年6月22日（月）の間に郵送により回答を回収。

・送付数	2,000 件
・回答数	1,093 件
・回収率	54.7 %

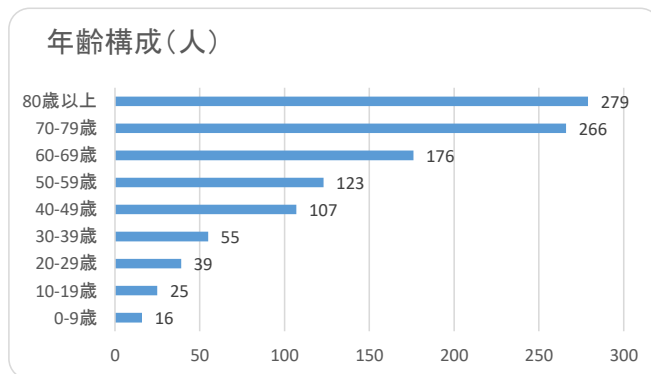
4. 集計結果

(1) 回答者の属性

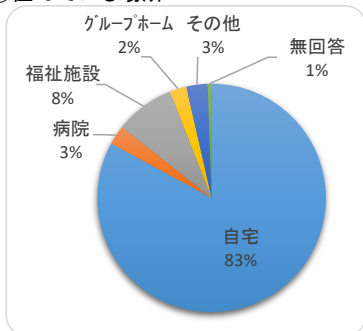
①アンケートの回答者



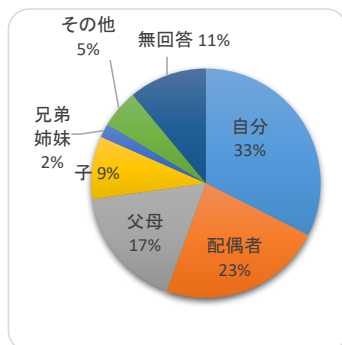
②年齢構成



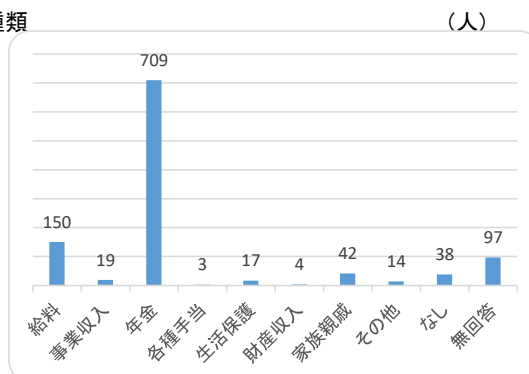
③住んでいる場所



④ 収入を得ている人



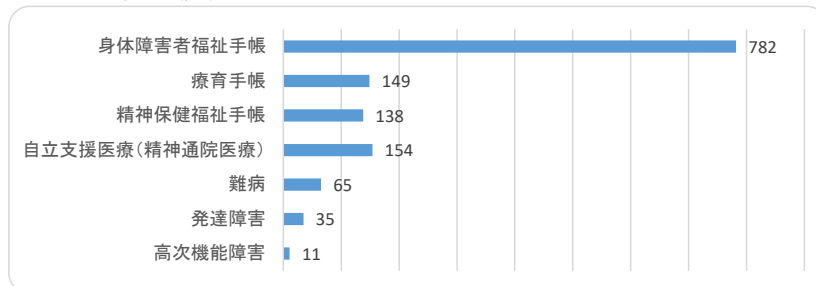
・収入の種類



⑤障害種別

※回答数に対する障害種別(複数回答有)

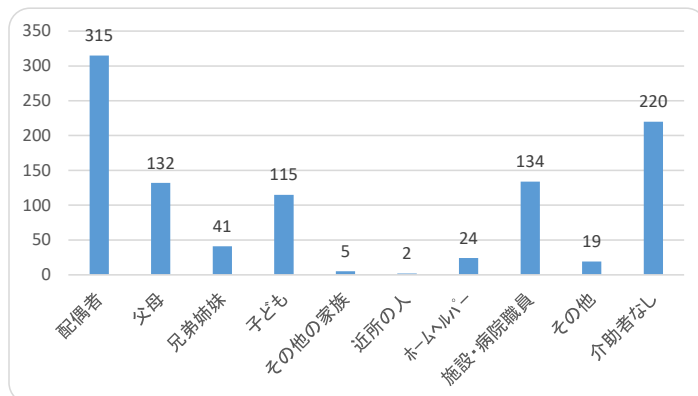
(人)



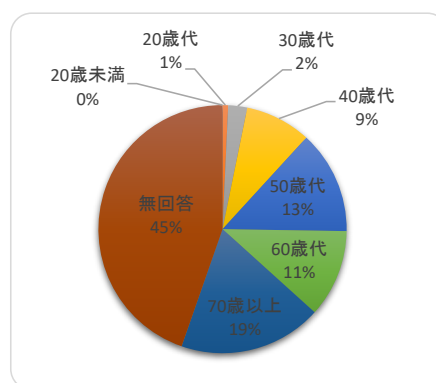
(2) 現在の暮らしと将来について

①介助者について

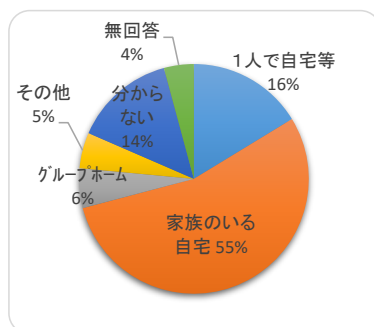
(人)



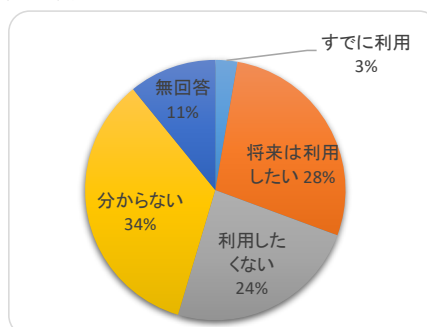
・介助者の年齢



②将来どこに住みたいか

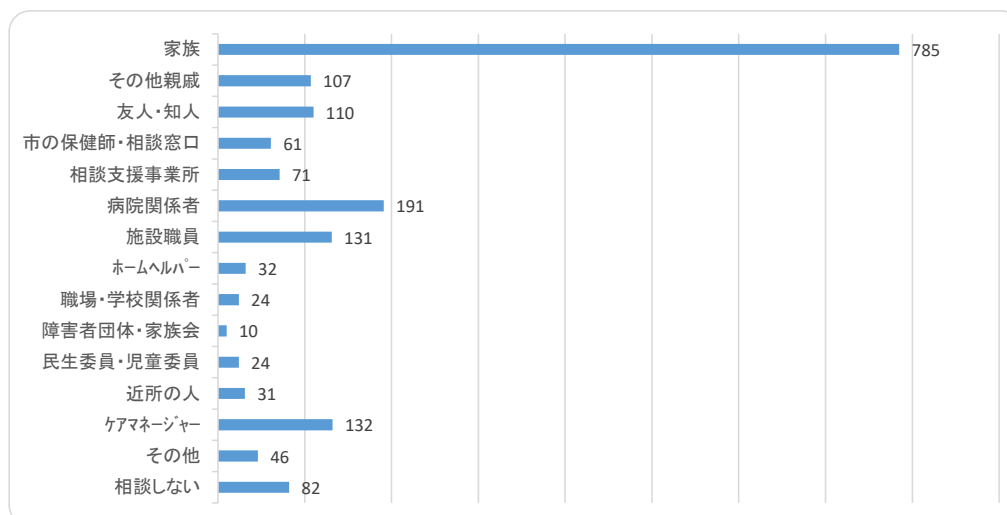


③成年後見制度の利用



④誰に相談するか(複数回答)

(人)

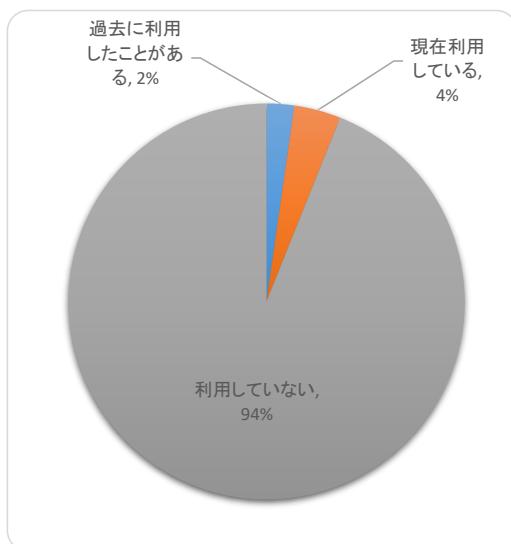


(3) サービスについて

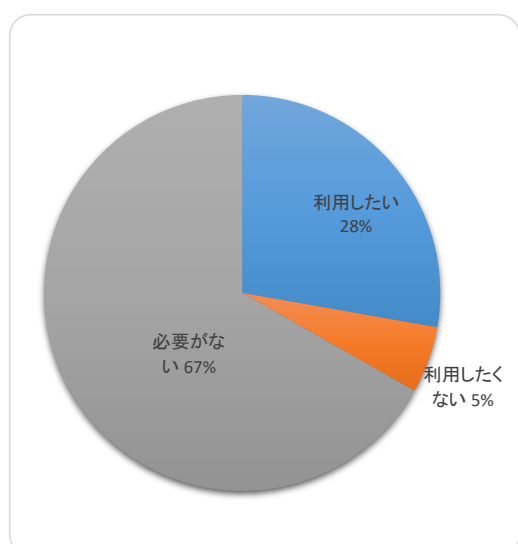
①障害福祉サービス

	利用状況			今後の利用希望		
	過去に利用したことがある	現在利用している	利用していない	利用したい	利用しない	利用の必要がない
居宅介護(ホームヘルプ)	32	79	653	144	15	157
重度訪問介護	2	7	682	47	14	163
同行援護	8	23	702	56	10	175
行動援護	7	14	703	52	11	170
重度障害者等包括支援	3	10	688	41	8	166
移動支援事業	25	50	664	102	8	158
短期入所(ショートステイ)	58	24	658	87	28	146
日中一時支援事業	24	26	679	78	11	151
日中一時支援事業(登録介護者)	7	9	707	55	8	150
日中一時支援事業(サービスステーション)	12	17	701	63	9	147
生活介護	10	64	669	94	11	142
療養介護	10	16	706	48	12	157
自立訓練	29	46	661	87	16	147
地域活動支援センター	30	20	685	68	13	156
就労移行	27	17	680	44	16	175
就労継続支援A型・B型	17	39	672	59	17	166
就労定着支援	4	9	709	32	12	168
自立生活援助	4	7	712	36	8	168
施設入所支援	10	56	675	81	15	148
共同生活援助(グループホーム)	9	24	696	47	17	166
合 計	328	557	13,702	1,321	259	3,176

利用状況



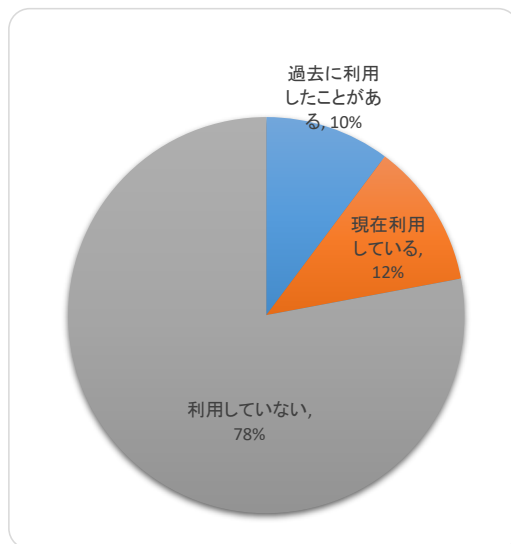
今後の利用希望



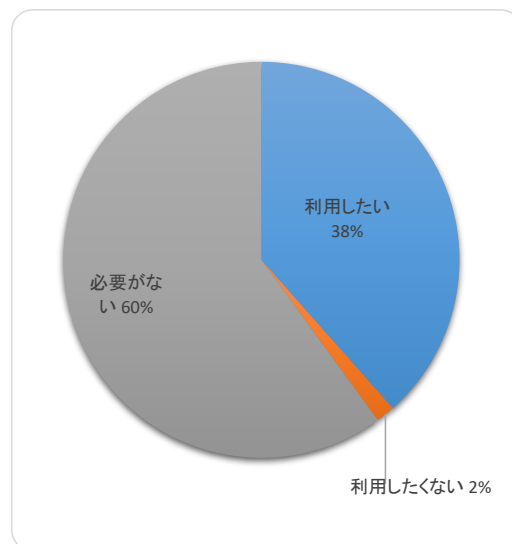
②障害児サービス(20歳未満の回答)

	利用状況			今後の利用希望		
	過去に利用したことがある	現在利用している	利用していない	利用したい	利用しない	利用の必要がない
児童発達支援	10	4	23	4	0	13
居宅訪問型児童発達支援	0	0	37	0	0	7
放課後等デイサービス	4	17	17	16	0	6
保育所等訪問支援事業	5	1	31	4	1	8
福祉型・医療型障害児入所支援	0	0	37	1	0	5
合 計	19	22	145	25	1	39

利用状況

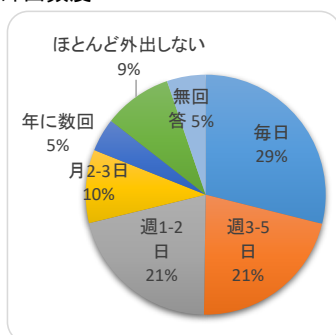


今後の利用希望

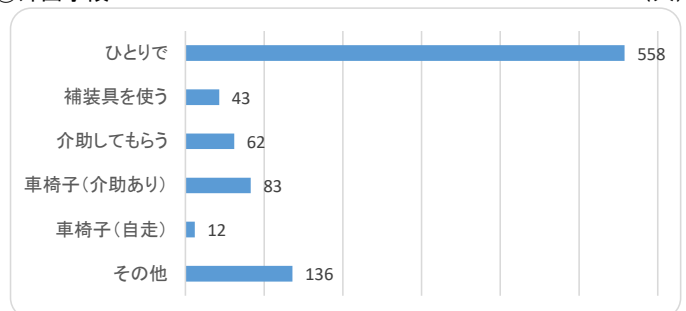


(4) 外出について

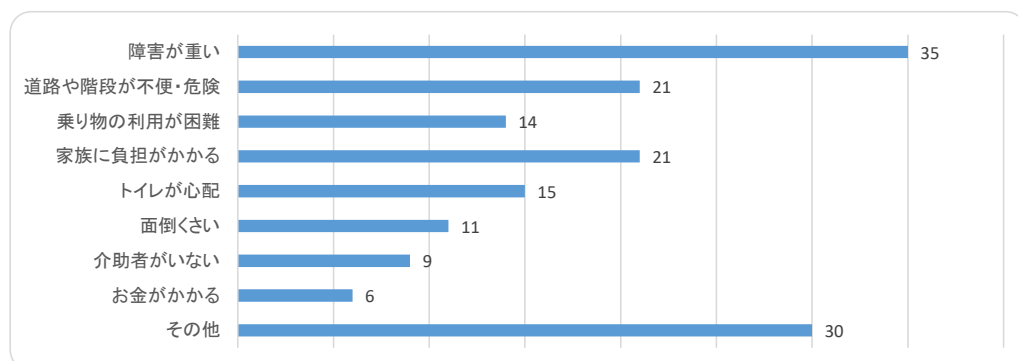
①外出頻度



②外出手段

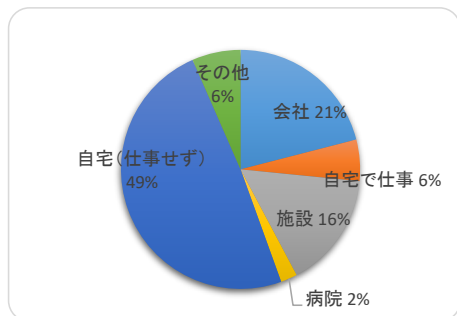


③なぜ外出できないか(複数回答)



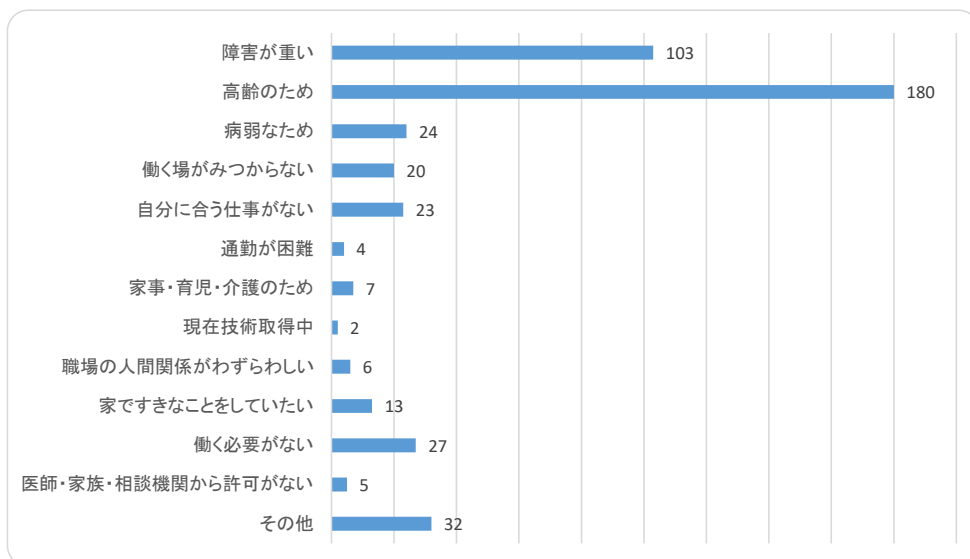
(5) 日中活動の場と就労（仕事）について

①活動先

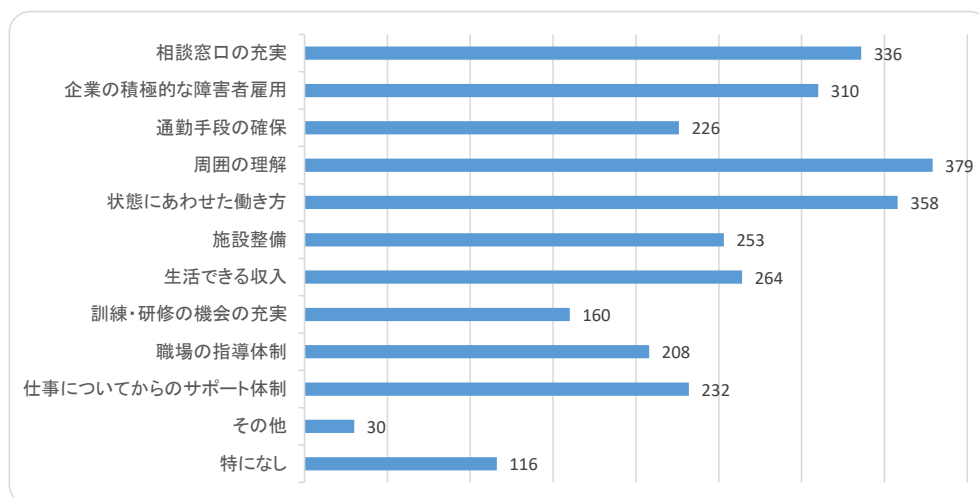


②働いていない理由

(人)



③仕事をするために必要なこと(複数回答)





桐生市マスコットキャラクター「キノビー」

桐生市第 6 期障害福祉計画・
第 2 期障害児福祉計画

発行／桐生市

〒376-8501 桐生市織姫町 1 番 1 号

TEL 0277-46-1111(代表) FAX 0277-45-2940

令和 3 年 3 月